

オランダにおける民主主義の発展

杉浦 恭

Takashi SUGIURA

保健体育講座

はじめに

本稿は、オランダにおける民主主義の発展について記すものである。民主主義の発展を捉える観点として、普通選挙制、複数政党制、議会制民主主義を挙げることにした⁽¹⁾。

1. 選挙権の拡大と普通選挙制への道のり

19世紀後半以降、オランダにおいて、選挙権がどのように拡大し、普通選挙制が実現したのか、まず、歴史的経緯について記すことにする。

民主主義の発展に関わる法的な整備は、1848年11月3日に布告された憲法に端を発する。この憲法で、教育、結社、集会、出版、信仰の自由が保障され、国王は憲法に従って国を統治することが定められた。そして、下院議員、州議会議員、自治体議員の選出について、一定額以上の納税者による直接選挙が定められた⁽²⁾。この憲法によって、オランダは、近代的な立憲君主国となった。

選挙権の拡大は、19世紀後半に政権を握っていた自由党に対して、宗教派勢力の果たした役割と運動が大きい。ブルジョワジーの政党である自由党に対して、教会派勢力である反革命（プロテスタント派）・カトリック両党の支持者には、下層階級の市民が多かった。1880年代に入って両党の勢力が伸びると、ブルジョワ階級は市民の間で急激に高まった選挙権拡大の動きを無視できなくなった。そうしたなか、一般市民や労働者階級が、1884年に普通選挙連盟を組織して運動を立ち上げた。85年には、ハーグで普通選挙権獲得のデモ行進が行われた。しかし、当時、政府のなかにつくられた憲法委員会は、将来的な普通選挙の導入を視野に入れながらも、現在は、時期尚早との結論を出した。これに対して、選挙権の拡大を実現しようとする運動はおさまらず、結局、1887年に憲法改正を行い、選挙権を拡大した。参政権資格となる直接税の最低限度が引き下げられ、それと同等要件として、一定額以上の賃貸価値をもつ家屋の賃貸または所有が認められた。これによって有権者数は、14万人から29万人へと二倍以上に増えた。しかし、オランダの総人口からみれば、一割にも達していなかった。とはいえ、この選挙権拡大は、オランダの憲政史上、新たな時代の幕開けとなっ

た。議会は、富裕階級の代表から中下層階級の代表まで広く開放されることになり、特に労働者階級にとっては、自分たちの代表を議会に送ることができるようになった。このときの国会議員の定員は、上院50名、下院100名であった。

その後、選挙権が拡大されたのは、1896年の選挙法改正時であった。それまでの資格要件が大幅に改められ、選挙権取得のハードルが、比較的安く設定された⁽³⁾。有権者数は50万人（そのうち労働者は約20万人）を越え、選挙権が取得可能な者の50%に達した。こうした選挙権の拡大は、政治に対する労働者層の影響力を強めることになり、議会民主制が発達した。

普通選挙の実現は1917年であった。この年に改正された憲法によって、25歳以上の男子市民であれば、税金の額や資産に関係なく、平等に選挙権が付与された。上・下両院の選挙権・被選挙権が与えられ、同時に、比例代表制⁽⁴⁾と投票所出頭制（投票義務ではない）も導入された。ただし、婦人参政権が認められたのは、2年後の1919年であった（憲法に条文化されたのは1922年）⁽⁵⁾。こうして1922年以降、憲法上、25歳以上の男女に対して普通選挙権が保障された。なお、1946年には普通選挙権の年齢が23歳に引き下げられた。

このような経緯で普通選挙が実現したが、それまでには様々な運動があった。特に20世紀に入ってからは、労働者層の果たした役割が大きかった。彼らは様々な団体や組織、組合を通して、選挙権の獲得に向けた運動を展開したのであった。

さて、選挙権の拡大について、19世紀の半ばから20世紀の半ばにかけて、どのくらい有権者数が増えたのだろうか。これを示しているのが、表1である。

表を見ると、有権者数は一世紀の間はかなり増えたが、なかでも選挙権に関わる法律改正があった年を節目に増えていることが確認できる。1887年の改正時には、前年と翌年で有権者数が13万8千人から29万3千人へと2倍以上に増えている。1896年の改正では、94年の有権者数が29万9千人であったのに、97年には57万7千人と、やはり2倍近く増えている。1917年に25歳以上の男子に普通選挙権が付与されたときには、改正前の17年に107万9千人であった有権者が、改正後の18年には151万7千人と、1.5倍に増えている。伸び率は以前の改正時より低いですが、有権者数の増加は40万人

表1 選挙権の拡大 (有権者数)

年	人 (×1,000)	選挙権取得年齢グループ 人口に対する割合(%)	20歳以上人口に 対する割合(%)	年	人 (×1,000)	選挙権取得年齢グループ 人口に対する割合(%)	20歳以上人口に 対する割合(%)
1853	84	10.7	4.6	1909	843	62.6	25.7
1870	104	11.3	5.0	1913	961	67.0	27.6
1880	122	12.2	5.4	1917	1,079	68.9	28.3
1886	138	12.8	5.7	1918	1,517	94.7	39.3
1888	293	26.7	11.8	1922	3,300	95.4	80.7
1891	294	25.6	11.5	1925	3,543	96.5	81.8
1894	299	25.7	11.3	1929	3,822	96.8	82.1
1897	577	51.0	20.9	1933	4,126	97.2	82.9
1901	610	51.6	21.2	1937	4,463	99.4	85.2
1905	753	59.2	24.4	1946	5,276	96.5	90.0

注：選挙権取得年齢グループとは、法定投票年齢以上の人口。(婦人参政権導入以前は、男子人口のみ)

(Flora 訳書 1988, 131頁より作成)

規模であった。そして、1919年に25歳以上の女性に普通選挙権が付与されたときは、有権者数が、18年の151万7千人から22年の330万人へと、2倍強増えた。これは、25歳以上の男女へ平等に選挙権が与えられたため、人口比率から考えて、有権者数は単純に男子の2倍となったわけである。2倍強の強の部分26万6千人については、人口増加分である。

オランダの人口が増加していることから考えれば、有権者数の増加は当然だが、選挙権の拡大がいかに進んだかについては、人口に対する割合で見ると分かる。

選挙権取得年齢グループ人口に対する割合を見ると、1853年には、選挙権の取得が可能な男子のうち10.7%しか選挙権を持っていなかった。それが1887年の改正で26.7%に増え、1896年の改正では25歳以上の男子の半数が選挙権を持つようになった。そして1917年に普通選挙権が男子に付与されると、25歳以上の男子のうち9割を超える者が選挙権を持った。ここに選挙権の拡大にみる民主主義の発展が実現したが、厳密に言えば、男子だけの普通選挙権であり、男女平等の立場からすれば、民主主義が成熟したとはいえない。今日の普通選挙権が一般的に20歳以上であることからすれば、選挙権年齢が25歳以上であったことについても議論はあろう。

20歳以上の全人口、つまり成人男女に占める有権者の割合となると、前述した数値よりかなり低い。例えば、1888年に選挙権獲得資格を持つ男子の26.7%が有権者であったときに、20歳以上の人口に占める有権者の割合は11.8%であった。1897年に25歳以上の男性の半数以上が選挙権を有したときにも、20歳以上の人口に対する割合でみると20.9%に過ぎなかった。そして1917年に25歳以上の全ての男子市民に選挙権が付与されたときでさえ、20歳以上の全人口に占める割合は39.3% (1918年の数値) であった。つまり成人人口の4割しか選挙権を持っていなかったのである。ここからすれば、民主主義の発展が、選挙権の付与において実現したのは、やはり25歳以上の女性にも平等に選挙権が付与された1919年以降ということになる。

1922年には、20歳以上人口に対する有権者の割合が、ついに8割を越えた。2割については20歳から24歳までの人口で、憲法の定める選挙権の年齢条項に関することなので仕方ない。1946年には普通選挙権の年齢が23歳まで引き下げられたため、20歳以上の人口に対する有権者数の割合は90.0%となった。

このようにオランダにおける選挙権の拡大は、法律改正の節目節目で有権者数が増え、人口に占める有権者数の割合も高くなった。民主主義の発展を選挙権の拡大という観点で見れば、労働者層を中心に展開した選挙権獲得運動の功績が大きかった。そして25歳以上の男女に普通選挙権が付与された1919年に、その成果が実を結んだのである。

選挙権が拡大するにつれて、国会の下院における上層階級出身者の割合は、どう変化したのだろうか。図1は、下院議員の中で、上層階級出身者が占める割合の変化を、19世紀半ばから20世紀半ばまで表している⁽⁶⁾。

図を見て分かるように、「比較的高い地位・階級の出身者

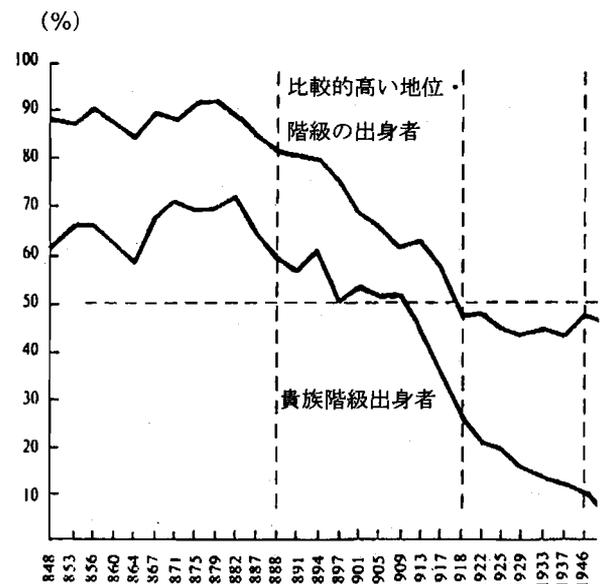


図1 国会下院において高い階級の出身者が議員に占める割合 (Holthoorn 1985, P.311より作成)

身者」,「貴族階級出身者」とも、19世紀の終わりから、下院に占める割合が減少している。なかでも「貴族階級出身者」の割合は、20世紀の半ばまでに激減した。1880年頃までは下院の60-70%を「貴族階級出身者」が占めていたのに、その後減少して、20世紀に入ると50%を割った。もはや貴族階級出身者が、単独で議案を通すことはできなくなった。そして1910年代には一気に議席数を減らし、下院の20%程になった。1920年以降も減少は止まらず、第二次世界大戦終了後には10%まで落ち込んだ。19世紀の終わりから20世紀の前半にかけて、いかに「貴族階級出身者」が、下院議員から姿を消していったかが分かる。

これに対して、「比較的高い地位・階級の出身者」が下院に占める割合は、19世紀後半から1920年頃まで「貴族階級出身者」と同じように減少したが、その後は40%台に留まった。1920年頃まで減少しているのは、「比較的高い地位・階級の出身者」の中の「貴族階級出身者」が議席を減らしたためである。このことは、1920年頃まで二つの曲線がほぼ並行して減少していることからいえる。1920年頃から「比較的高い地位・階級の出身者」の減少に歯止めがかかったのは、その中の「貴族階級出身者」が減った一方で、医師や弁護士、企業家などが国会議員になっていったからである。これらの比較的高い地位の人材が、1920年以降、貴族階級に代わって国会の下院議員になったのである。1920年以降、「比較的高い地位・階級の出身者」は下院の半数以下となったが、なかでも貴族出身の議員は激減し、多くは貴族以外の市民により構成されていたことが分かる。それまで国政の多くが、一部の特権階級、とりわけ貴族階級の強い影響力によって動かされてきたが、ここに選挙権の拡大による民意の反映が実現し、民主主義の発展を見るに至ったのである。

この図を注意深くみると、特定の時期に大きな変化があったことに気づく。1880年代後半と1910年代後半、そして第二次世界大戦終了後である。これらに共通しているのは、前にも記したように選挙に関わる法律の改正、つまり選挙権の拡大が進んだ時期である。1887年の憲法改正によって、1888年の選挙では有権者数が14万人から29万人へと2倍に増えた。それまで選挙権がなかった一般市民でも、一定の条件を満たせば選挙権を持つことになったのである。そのような有権者が、貴族階級出身の候補者に投票することは考えにくい。となれば、下院における「貴族階級出身者」の割合が減少したことは当然の結果である。

最も大きな変化は、1917年に25歳以上の男子市民に普通選挙権が付与された後の選挙である。これは翌年の1918年に行われたが、図にもその影響がはっきり現れている。医師や弁護士、あるいは企業家などは、ある程度当選したが、貴族出身者は一気に減少した。一般男子市民に、貴族出身の議員は望まれなかったのだ

ある。1919年には、25歳以上の女子にも普通選挙権が付与されたことで、益々、この傾向に拍車がかかった。下院議員は、貴族階級以外の出身者が、そのほとんどを占めるようになったのである。そして戦後1946年に、普通選挙権の年齢が23歳に引き下げられたことで、下院議員に占める貴族出身者の割合は、ついに10%以下になった。

このように、選挙権の拡大は、結果として下院議員に市民階級を数多く送り込むこととなり、貴族出身者の議員を減少させたのである。

2. 縦割り社会と複数政党制

民主主義の発展を捉える観点として複数政党制を挙げたが、これについて述べる前に、縦割り社会というオランダ特有の状況について記しておかなければならない。というのも、オランダの複数政党制は、その背景に縦割り社会の存在があるため、これを抜きに話を進められないからである。

そこでまず、縦割り社会とは何か、そして、縦割り社会が如何に形成されたのかについて記すことにする。

オランダ社会の特質を示す言葉として、社会学者は好んで縦割り社会という語を使う。例えば、オランダのカトリック系住民の多くはカトリックの政党に属し、カトリック系の新聞・ラジオ・テレビを見たり聞いたりして、小学校から大学までカトリック系の学校で教育を受ける。彼らはまた、労働組合・社会福祉・スポーツにいたるまで、全てカトリック系の組織に属している。すなわち、オランダ国民のうちカトリックの住民集団は、宗教・政治はもとより、社会生活の全領域にいたるまで縦割りに組織されている。

このような縦割り組織は、大別してカトリック系・プロテスタント系・労働党系、その他に分かれる。それぞれのグループは柱のように並んで、オランダ社会を支え、どのグループもその内部に同じ目的と機能を持つ組織や団体を内包する。新聞社・放送局・学校・労働組合・スポーツクラブなど、全てが縦割りに組織されている。

しかし、この縦割り集団は、必ずしも独善的・排他的ではなく、多集団に対して寛容であり、すべての集団がオランダ国民の不可欠の構成要素であることを承認し合っている。(栗原 1988, 18頁)

このような縦割り社会は、どのように形成されたのだろうか。

「こうした社会構造は、19世紀の半ば、近代的政党としての自由党の誕生に始まった。自由党は、国民を新・旧キリスト教の影響から切り離すため、国家と宗教、教育と宗教の分離を唱え、公立学校を通じて世俗化を推進した。自由党の政策に危機感をもった新・旧キリスト教政党は、共同して宗派立の私立学校に対す

る公立並みの国庫助成を要求し、実現させた。すなわち縦割り社会は、宗教に基礎をおく教育制度・政党組織によって完成された。」(栗原監 1995, 43頁)

縦割り社会は、19世紀後半に最大の政治懸案となっていた教育問題に端を発するといってもよい。そして1920年に宗派私立学校への全額財政援助が実現すると、教育分野で宗派ごとのグループ化が進み、それぞれの宗派は独自の学校を設立して教育を行った。このグループ化は、宗教派(カトリックとプロテスタント)と自由主義派に加えて、社会主義派も加わり、新聞・雑誌、ラジオ放送、各種団体やクラブ、労働組合といった分野でも進んだ。こうして縦割り社会を構成する4つの柱が形成されたのである⁽⁷⁾。そして縦割り社会は、20世紀半ばまで、オランダの政治や社会構造の基本的枠組みとなった⁽⁸⁾。

では、話を複数政党制に移すことにしよう。オランダにおいて近代的政党が誕生した19世紀の終わり以来、政党がこの国に一堂だけしか存在しなかったとい

う時代はない⁽⁹⁾。ドイツのような一党独裁といった歴史は過去にないので、当然のことながら複数の政党によって国政が進められてきた。さらにいえば、過去、単独政党が国会の過半数を占めることもなかったもので、常に連立政権の体制が取られてきた。もちろん政党間の勢力攻防はあったが、政治的には多党分立の状態にあった。これは縦割り社会を構成する柱が、それぞれ代表する政党を擁していたことによる。政治的に、政党間のバランスが保たれていたのである。つまり、こうしたオランダ特有の社会構造の中では、柱を代表する複数の政党による連立政権によって国政が進められてきた。

19世紀の半ばに、近代的な政党を形成する母体となった自由党、保守党、反革命党、ローマカトリック党などが立ち上げられると、19世紀後半には、およそ40年にわたって自由党が多数を制して、ブルジョワジーの支配を確立した。しかし20世紀になると、宗教派が政権を握った。それまで長年にわたって国政を掌

表2 政党別議席数(比)

(単位:議席=%)

政党	1888	1891	1894	1897	1901	1905	1909	1913
カトリック党	25	25	25	22	25	25	25	25
反革命党	27	21	15	17	22	15	25	11
キリスト教史党				6	10	8	10	10
自由連合	46	53	57	48	26	34	20	22
自主自由同盟							4	10
急進党		1	3	4	9	11	9	7
社会民主同盟	1							
社会民主労働者党				3	7	7	7	15
その他	1				1			
(合計)	100	100	100	100	100	100	100	100
政党	1918	1922	1925	1929	1933	1937		
カトリック党	30	32	30	30	28	31		
ローマ・カトリック人民党			1		1			
反革命党	13	16	13	12	14	17		
キリスト教史党	7	11	11	11	10	8		
キリスト教民主党	3				1	2		
政治改革党		1	2	3	3	2		
新改革国政党			1	1	1			
社会民主労働者党	22	20	24	24	22	23		
社会党	1							
共産党	2	2	1	2	4	3		
革命的社会党					1			
自由連合	6							
自主自由同盟	4							
急進党	3	5	7	7	6	6		
経済同盟	3							
農民同盟	1	2	1	1	1			
中産階級党	1							
自由身分党		10	9	8	7	4		
都市・農村中道党				1				
国民再生同盟					1			
国家社会主義運動						4		
その他	2	1						
(合計)	100	100	100	100	100	100		

注:全議席数は100議席であるため、議席数イコール%となる。

(Flora 訳書 1988, 180頁より作成)

表3 内閣の政党構成

任官日	首相	所属政党	政府与党（議席数）	議席数に占める 政府与党の比率
1918.9.9	ヘーレンブルック	カトリック党	カトリック党(30), 反革命党(13) キリスト教史党(7)	50%
1922.9.18	ヘーレンブルック	カトリック党	カトリック党(32), 反革命党(16) キリスト教史党(11)	59%
1925.8.4	コレイン	反革命党	カトリック党(30), 反革命党(13) キリスト教史党(11)	54%
1926.3.8	ゲール	キリスト教史党	カトリック党(30), 反革命党(13) キリスト教史党(11)	54%
1929.8.10	ヘーレンブルック	カトリック党	カトリック党(30), 反革命党(12) キリスト教史党(11)	53%
1933.5.25	コレイン	反革命党	カトリック党(28), 反革命党(14) キリスト教史党(10), 急進党(6) 自由身分党(7)	65%
1935.7.31	コレイン	反革命党	カトリック党(28), 反革命党(14) キリスト教史党(10), 急進党(6) 自由身分党(7)	65%
1937.6.23	コレイン	反革命党	カトリック党(31), 反革命党(17) キリスト教史党(8)	56%
1939.7.24	コレイン	反革命党	反革命党(17), キリスト教史党(8) 自由身分党(4)	29%
1939.8.9	ゲール	キリスト教史党	カトリック党(31), 社会民主労働者党(23) キリスト教史党(8), 急進党(6)	68%

注：全議席数は、1918年から1939年まですべて100議席。つまり議席数の値が、そのまま%となる。

(Flora 訳書 1988, 182頁より作成)

握していた自由主義派は、次第に勢いを失っていった。

複数政党制と連立内閣については、表2と表3を見れば分かる。

表2の政党名を見ると、1888年から1937年にかけて、多くの政党の存在が確認できる。特に25歳以上の男子に普通選挙権が付与された翌年の1918年には、数多くの政党が名乗りを上げ、多党乱立の様相を呈した。比例代表制を取ったことが、このような数多くの政党を生んだのである。

そのため総選挙において、単独政党が議会の過半数を占めることは難しく、一党からなる内閣の組織は不可能であった。これは、柱が後ろ盾となっている諸政党が、互いにある程度のバランスを保ち、国会において議席を分散していたためである。

参考までに内閣の政党構成を見ておくと(表3)、1918年以降1939年まで、政府与党が単独政党で構成されたことはない。第一党が、過半数を占めたことがなかったためである。100議席のうち、第一党の占める議席数は、いずれの場合も30議席程度であったため、過半数にはほど遠かったのである。そのため、連立内閣を構成して、過半数となる50議席以上を確保しなければならなかった。二政党でも安定多数には達せず、多くの場合は三つの政党からなる連立内閣がつくられた。時には五つの政党による連立内閣もあった。この

ように内閣は、複数の政党によって構成されていた。

首相は第一党から選出されることが多かったが、時には第二党あるいは第三党から選ばれることもあった。歴史的に見れば、19世紀後半は自由主義者による政府、20世紀に入ってから宗教派による政府という分け方ができる。これは20世紀に入ってから自由主義派政党が、一気に議席数を減らしたためである。

ところで、複数政党制による民主主義が確かなものとなっていたオランダに、隣国ドイツの不穏な動きが1930年代に現れた。ヒトラーの率いるナチスの台頭である。当時のオランダは、ナチスの影響力を排除できるほど、国力を備えていなかった。そのため国内の親ナチス的な動きを封じることができなかった。オランダでは1931年にミュッセルト(Antoon Adriaan Mussert 1894-1946)の結成した国家社会主義運動(Nationaal Socialistische Beweging, 通称 NSB)が、少しずつ支持者を増やしていた。そして1935年のオランダ地方選挙では、NSBが全投票数の8%を占めるまでになった。36年には、党員が5万人を越え、機関誌の発行は8万部に達した。37年の総選挙では、NSBの党首ミュッセルトが、国家社会主義運動への支持を国民に呼びかけ、一気に勝負に出た。しかし結果は、4名の当選者に止まった。幸いにもオランダでは、ドイツのようなファシズムの熱狂的支持は起きず、

一党独裁の道を歩むことはなかった。

3. 議会制民主主義の発展

1814年にネーデルラント王国が誕生すると、3月30日に新憲法が公布された。新体制は立憲君主制となり、国王のもと中央集権的体制が強化された。国王の権力を監視する議会は一院制で、国王は議会を解散する権限をもたなかった。議員は各州議会より間接選挙で選出された。議員（定数55人）は、州の代表ではなく、全国民の代表であり、州議会の拘束や圧力を受けることはなかった。

1815年3月16日、ネーデルラント国王ウィレム1世が正式に国王として即位宣言すると、9月21日に新憲法が公布された。前憲法からわずか1年半のことであった。新憲法のもと、議会は二院制を取ることになり、国王が指名する名士からなる第一院（上院）を新たに設け、それまでの議会を第二院（下院）とし、第二院が優先権をもつことになった。（森田編 1998, 306-308頁）

そして1848年11月3日、ウィレム2世の時代に改正憲法が公布されると、完全な責任内閣制が導入され、第一院は第二院を通過した法案のみを審議することになった。オランダにおいて、近代的な議会制民主主義が確立したのはこのときである⁽¹⁰⁾。

このようにオランダでは、19世紀半ばに議会制民主主義が確立し、国民から選出された代表が、議会において、様々な事柄を民主的な合議制によって審議し決定することになった。議会制民主主義は、19世紀の前半を通して発展したのである。

議会制民主主義の確立後、国会では複数の政党による政党政治が展開された。各政党は、自らの議員を国会に送り込むため、選挙運動に力を入れた。議会において政治的主導権を握るため、議員の数で多数派になろうとしたのである。これは、オランダ社会が縦割り構造にあることが大きく関係している。政治的な派閥は、縦割り社会を構成する柱に沿って形成された。さらに少数派の政党も存在し、国会下院の議席がこれらによって構成されたのである。

1917年の憲法改正で比例代表制が導入されると、候補者はなにかしらの政党に属することになった。思想信条や主義主張の異なる政党が、100議席のなかで政治的攻防を展開したのである。

ここでは、議会制民主主義が取られたオランダにおいて、どのような政党が存在し、政治活動を行っていたのか、国会下院の議席を見てみよう。表2は、1887年に選挙法が改正されてから1937年までの間、国会下院の議席が、どのような政党によって、どの程度占められていたのかを示している。

表を見ると、1913年以前と1918年以降では、下院に議席をもつ政党の数に大きな違いがある。1913年まで

は7政党以下であったのに、1918年以降は少ない時で9政党、多い時は14政党が議席をもっていた。これは1917年に普通選挙権制と比例代表制が導入されたためである。1918年の普通選挙以降は、多くの政党が名乗りを挙げ、政党乱立の様相を呈した。

政党の議席数の変化を追ってみると、幾つか特徴的なことがみえてくる。

19世紀の終わりから20世紀の初めにかけて、下院において第一党の地位にあったのは自由連合である。自由連合の支持母体は、新興工業者や大土地所有者であった。19世紀後半にオランダで政権を握っていたのは、こうした自由主義派であったが、20世紀に入った1901年に、自由連合は議席数を大きく減らし、反革命党のカイペルを中心とした宗教派連合に政権を取られた。宗教派連合の支持母体は労働者層であった。これ以降、20世紀は、宗教派の連立政権が、オランダの国政を握った。自由連合は、普通選挙が導入された1918年を最後に姿を消した。

カトリック党は1913年まで安定して25議席を獲得し（1897年を除く）、議会の25%を占めていた。1918年以降は、ほぼ30議席を獲得し、下院における第一党の地位についた。同じように宗教派政党である反革命党は、プロテスタント系の政党であるが、こちらも下院では長年に渡って主要政党の地位にあった。カトリック党に比べると、議席数ではやや少なく、1918年以降その差が開いた。ただ反革命党は、1890年代に反革命党とキリスト教史党に分裂した経緯がある。このことからすれば、二党を合わせたプロテスタント派は、カトリック派に近い勢力を保持していたことになる。

自由主義派、カトリック派、プロテスタント派に並んで、縦割り社会を構成するもう一つの柱は、社会主義派である。これを支持する政党が、社会民主労働者党である。この政党は19世紀末から次第に勢力を伸ばし、1913年には議席数の上で第三勢力、1918年には第二勢力となった。その後も第二勢力の地位を維持して、全議席の20%以上を占めた。

1918年以降はこれらの主要政党に加えて、政治改革党や共産党、急進党や自由身分党、農民同盟などが、少数派ながら議席を獲得して、議会に影響を与えた。表を見て分かるように、オランダでは普通選挙制と比例代表制が導入されてから、多くの政党が下院に議席を獲得した。

1937年には親ナチスの政党である国家社会主義運動が4議席を獲得した。この政党は、議会政治に反対し、政党の廃止と独裁制の樹立を掲げた。4議席を獲得したということは、有権者の4%が支持したのである。ある意味で、大衆民主主義における比例代表制の危うさを露呈したといえる。

柱を代表する政党が、議席のほとんどを占めていた19世紀終わりに対し、20世紀に入ると、政党の分裂や

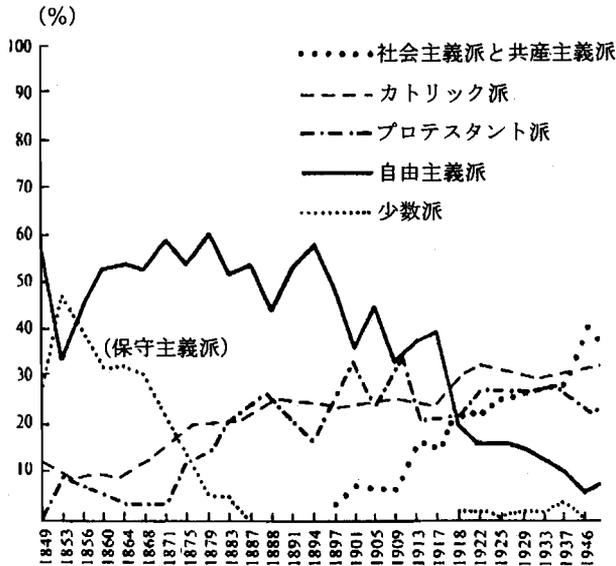


図2 下院の議員数からみた政治勢力の割合
(Holthoorn 1985, P.327より作成)

新たな政党設立によって、徐々に議席の分散化が進んだ。そして1918年以後は、多数の政党が議席を獲得し、思想信条や主義主張の異なる多くの政党によって、オランダ議会が構成された。議会制民主主義は、数多くの政党によって進められることになった。

ここで、縦割り社会を構成する4つの柱について、国会下院における議席数の推移から、その政治勢力の変化を把握したい。

これを示しているのが図2である。ここでは1848年に憲法が改正されて近代的議会制民主主義が始まった翌年から、一世紀の間で読みとれることを記す。

図を見ると、19世紀後半を通して下院に大きな勢力をもっていたのは、自由主義派であったことが分かる。議員数から見れば、全体の50%前後を半世紀に渡って占めており、単独でも議決に持ち込める勢力をもっていた。これに対してカトリックやプロテスタントの宗教派は、半世紀を通して徐々に議員数を伸ばしたが、自由主義派にはとても及ばなかった。

ところが1887年の憲法改正で有権者数が以前の二倍になると、翌年の選挙では労働者層の支持を得た宗教派が議席数を伸ばした。図にも現れているように、この年、自由主義派勢力は議員数を減らし、全議席の50%を割った。そこでプロテスタントとカトリックは、宗教派連合を結成して、1888年に連立内閣を組織して政権を取った。宗教派が初めて政権を掌握したのである。このころ自由主義派は、もはや宗教派の勢いを抑えられなくなっていた。自由主義派は、政党内でも分裂が生じ、求心力を失っていた。政治の主導権は、ブルジョワ階級から労働者階級へと移行したのである。その後19世紀の終わりに、一時的に自由主義派がまき返しを見せたが、時代の流れは変わらなかった。

20世紀に入ると、両宗教派は議席数を伸ばし、単独

でも自由主義派に迫る勢いとなった。そして普通選挙制が導入された翌年の選挙では(1918年)、ついにカトリック派とプロテスタント派が、単独で自由主義派を議席数で上回った。こうして宗教派の政治的主導権は確かなものとなり、19世紀後半を通して政権を握った自由主義派から、20世紀前半を通して政権を握った宗教派という政治史上の線引きができた。

だが、20世紀に入ってから新たな勢力が成長した。社会主義派と共産主義派である。共産主義派勢力はさほどでなかったが、社会主義派はもはや軽視できないほど大きな勢力に成長していた。社会主義派は、既に19世紀の終わりに議席を獲得していたが、20世紀に入ると社会民主労働者党を中心とする社会主義派勢力が躍進し、1918年以降はカトリック派とプロテスタント派に並ぶ一大勢力となった。これは宗教派にとって、自由主義派に代わる新たな脅威であった。しかし、1939年8月に誕生したゲールを首相とする連立政権まで、社会主義派が政府与党に参加することはなかった⁽¹¹⁾。

このように縦割り社会を構成する4つの柱について、国会下院の議員数から政治勢力を見たところ、19世紀後半に力をもっていた自由主義派、20世紀前半を治めたカトリックとプロテスタントの宗教派、そして20世紀に入ってから勢力を伸ばした社会主義派という見方ができる。

おわりに

本稿では、オランダにおける民主主義の発展を、普通選挙制、複数政党制、議会制民主主義から記した。

普通選挙制への道のりは、19世紀後半を通して活発化した下層階級による選挙権獲得運動と、段階的な選挙権の拡大、そして1917年に実現した普通選挙制という流れで捉えることができる。

複数政党制は、基本的に、オランダ社会を構成する縦割り社会をもとに存在した。オランダでは近代的政党が誕生した19世紀の終わりから、一党だけによる政権支配はない。また、単独政党が国会議席の過半数を占めたことはないので、常に連立政権の体制が取られてきた。政治的には、多党分立の状態にあった。

議会制民主主義は、19世紀前半に発展した。そして、1848年の憲法改正時に、議会制民主主義が確立した。その後、国民から選出された代表者が、議会において、民主的な合議制により様々な事柄を審議し、決定した。

<注>

(1) 民主主義の発展を捉えるのに参考としたのは、次の記述である。

「アメリカ独立革命やフランス革命のなかでデモクラットという用語が使用され、議会制と選挙権が漸進的に制度化されて、近代の立憲国家・国民国家の政治形態としての“議会制

民主主義”、すなわち“間接民主主義”が確立した。この近代民主主義は“自由”と“平等”という相対立する価値原理を目標に掲げ、“代表”と“多数決”を機構原理として普通選挙制と複数政党制を採用する。さらに、これらの価値や機構を十分に実現・活用するために、“討論”と“説得”、“参加”と“抵抗”という方法原理を備えている。」(長谷川 1996, 71頁)

ここから考えるに、民主主義の形態は、普通選挙制と複数政党制を採用した議会制民主主義に見ることができる。

では、民主主義の発展をどう捉えるか。発展という概念からして、民主主義が進み栄えることであるが、近代化の要因として、民主主義の発展や民主化を指摘した研究者は、次のように捉えている。

「国家と市民の緊密な関係。大衆の政治参加。」

(Black 訳書 1968, 21-24頁)

「政治的権力への国民の参加による政治的民主化。」

(麻生 1982, 前書き)

「政治問題への参加・参与の拡大」

(現代社会学研究会 1982, 135頁)

いずれにしても、人民の政治参加が共通項にあり、その程度の拡大が発展の度合いを表すと考えられる。これを具体的に測るとすれば、前述した民主主義の形態が、どれだけ制度化され、普及しているかを調べることになる。

そこで本稿では、民主主義の発展を捉えるのに、普通選挙制、複数政党制、議会制民主主義に着目した。

- (2) 比較的高い最低限の直接税を支払う25歳以上の男子市民に対して、普通・制限参政権が付与された。直接選挙は、秘密無記名投票であった。(Flora 訳書 1988, 130頁)

だが、オランダの都市モルドレットで見れば、1849年の時点で、住民2,071人中、選挙権をもっていたのは、わずか49人であった。年間20-160ギルダーの直接税を払う男子のみが参政権を得たため、典型的な労働者階級の町であるモルドレットでは、これだけの直接税を払っている者はほとんどいなかった。選挙権をもつ裕福な者は、そのほとんどがモルドレット以外の街から移住してきた。そのため、地元出身で選挙権をもつ者はほとんどいなかった。選挙権をもつ者は、弁護士、工場経営者、議員など、限られた職業の人たちであった。(Graaf 1970, p.93)

- (3) 25歳以上の男子市民で、次の諸要件のいずれか一つを満たせば、選挙権が取得できた。

一、一定最低額以上の直接税を支払っていること。

一、一定の賃貸価値をもつ家屋に居住していること。

一、一定最低額の預金口座をもっていること。

一、一定の職業試験に合格していること。

一、一定最低額以上の賃金または年金を受け取っていること。

- (4) それまでの選挙制度は1区1人制(小選挙区制)で、最多得票者の得票数が過半数に満たないときは、一、二位間の決選投票によって当選決定が行われた。新制度で比例代表制が採用されると、総有効投票数を全議席数で割って、一議席当たりの平均票数を算出し、この平均票数で各党派の総得票数を割ることによって、各党派の議席配分を定めた。党派別得票数に従って議席の合理的配分を行うことは、全国民の意向をよりよく議会に反映させることを可能としたが、一方、小選挙区制では不可能な小党派議員の当選を可能にし、以後のオランダ政治に多党分立の結果をもたらした。例えば1918年の総選挙では、32の政党が名乗りを上げ、その数は以後さらに増加した。(栗原 1988, 145頁)

- (5) カトリック教会は、長い間、保守的な考えを変えようとしな

かった。近代化、産業化が進もうとも、女性の社会進出に関しては消極的だった。特に、女性の政治参加や就労に対しては、否定的でさえあった。1910年ごろまでは、女性の選挙権獲得運動など許されない状況にあった。(Harmsen et. al 1980, p.50)

- (6) ここで図に示されている「比較的高い地位・階級の出身者」には、「貴族階級出身者」も含まれるので、両者を合わせた数値が、100%を越えている。また、「比較的高い地位・階級の出身者」には、貴族の他に、医師、弁護士、工場経営者、大学教授、銀行家などが含まれる。

- (7) いってみれば、オランダ社会は基本的に4つのグループで、縦割りに構成された。それぞれのグループを柱と見なせば、オランダ社会は4本の大きな柱で支えられることになった。注状化社会とか多極共存型社会といわれるのがこれである。政党もこれにあわせて主要なものは4つであった。(森田編 1998, 326頁)

- (8) ここでいっておかなければならないのは、縦割り社会に見られる社会の分断化は、政治的あるいは社会的対立や混乱をもたらすことがなかったことである。圧倒的に優勢なグループはなく、互いに共存を認め合い、問題が生じたときはグループ間で話し合いがもたれて妥協が図られた。

このことについて、水島は次のように記している。

「『柱』の存在それ自体、社会紛争を抑制する方向に働きするのである。そもそも『柱』とは、階級対立の深刻化するなかで、階級協調的なキリスト教思想を背景に、社会平和の実現を掲げ、諸社会層を糾合して成立したものである。いわゆるエスニシティの活性化のように、民族対立の激化を招いてしまうものとは方向が逆なのである。

実際、『柱』に属する諸階層は、労働協約などを通じ、社会紛争を極力減じようとする方向に向かう。また、『柱』の中心に位置する宗派政党も、階級融和的な社会秩序観に基づき、また支持層の多様さを反映して、民主的コーポラティズムによる労使の組み込みや漸進的社会立法などによって、諸階層の対立の融和的な解決を志向するのである。……(中略)……実際、20世紀初頭から1960年代に至るまで、オランダ国民の半数近くがこの『柱』の中に属し、また宗派政党を支持してきたことが、この間の政治的安定に与えた影響は大きい。」(水島 1993, 740頁)

- (9) オランダで近代的な政党が結成されたのは1880年頃であり、それ以前の政治的な党派は、政治的な信念や思想を同じくする者の集まり、いわば党派的な集団にすぎなかった。

- (10) 1815年のオランダ王国憲法制定当初、第一院(上院)は、国王の任命による貴族院として設立された。しかし、1848年の憲法改正によって、州議会による間接選挙制で選出された議員により構成されることになった。上院の任期は6年で、11の州議会から議員を選出した。その際、3年ごとに半数を改選した。(下條 1998, 44頁)

なお、第二院(下院)の任期は4年である。

- (11) オランダの場合、社会主義派の支持母体である労働組合の結成は比較的遅かった。というのは、労働運動自体が、自由主義派政党や宗教派政党によって別個に組織されていたため、最初から分裂して行われていたからである。そのため労働者層が、横のつながりを通して、まとまった運動を起こすことは考えにくかった。下層市民の多くは、キリスト教の強い影響下にあったため、労働運動は、宗教派の後押しがなければ実現は難しかったのである。そのため19世紀の終わりまで、労働者層が団結して労働運動を組織したり、労働組合を結成することは考えられなかった。しかし、1890年代になって、大不況と資本主義の発展により、労使の平和的協力の幻想が破られると、

労働運動がはじめて本格化し、労働組合の結成が普及した。(栗原 1988, 104-105頁)

〈引用・参考文献〉

- 麻生誠 1982, 『近代化と教育』第一法規。
- Bank, J. Th. M 1993, *Nederlands verleden in vogelvlucht DELTA 3*, Martinus Nijhoff Groningen.
- Bax, Erik Hans 1988, *Modernization and cleavage in Dutch society*, Universiteitsdrukkerij Groningen.
- Black, C. E 1966, 内山秀夫・他訳『近代化のダイナミックス』慶應通信 1968。
- Dittrich, K. L. L. M 1993, “Kiesstelsel en kiesrecht” in *Compendium voor politiek en samenleving in Nederland*, Bohn Stafleu van Loghum.
- Flora, Peter eds. 1983, 竹岡敬温監訳『ヨーロッパ歴史統計 国家・経済・社会』原書房 1988。
- 福田敏一 1977, 『近代民主主義とその展望』岩波書店。
- 現代社会学研究会 1982, 『近代化の社会学』晃洋書房。
- Graaf, J. H. G. de 1970, *Moordrecht in touw*, Drukkerij Amicitia Bloemendaal.
- Harmsen, Ger et. al 1980, *Mens en werk*, Ambo/Baarn.
- Holthoon, F. L. van 1985, *De Nederlandse samenleving sinds 1815*, Van Gorcum.
- 長谷川高生 1996, 『大衆社会のゆくえ』ミネルヴァ書房。
- Kossmann, E. H 1988, *The low countries 1780-1940*, Oxford University Press.
- Kruyt, J. P 1962, “Verzuiling en ontzuiling als sociologisch proces” in: A. N. J. den Hollander e. a. red., *Drift en Koers*, Assen.
- 栗原福也 1988, 『ベネルクス現代史』山川出版。
- 栗原福也監 1995, 『オランダ・ベルギー』新潮社。
- 水島治郎 1993, 「伝統と革新」『国家学会雑誌』第106巻第7・8号。
- 森田安一編 1998, 『スイス・ベネルクス史』山川出版。
- Pennings, P. J. M 1993, “Verzuiling en ontzuiling” in *Compendium voor politiek samenleving in Nederland*, Bohn Stafleu van Loghum.
- 下條美智彦 1998, 『ベネルクス三国の行政文化』早稲田大学出版部。
- Weiner, Myron 1966, 上林良一・他訳『近代化の理論』法政大学出版局 1968。

(平成15年 8 月19日受理)